



ハーブティ

『ハーブティ』とは？

誰もが性別に関わりなく、自分らしさを発揮して生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画についての情報を発信しているページです。

ハラスメントについて考えてみよう

パワーハラスメント防止対策は法律で義務化されています。ハラスメント防止研修を実施する職場が増え、「ハラスメント」という言葉が社会でも家庭内でも浸透しつつあります。

ハラスメントは、自分の意図に関係なく、相手を不快にし、人格や尊厳を傷つけ、不利益や脅威を与える言動で、「いじめ・嫌がらせ・DV」などもハラスメントのひとつです。

このような言動には、「される側」と「する側」の認識がくい違いやすいため、表面化しにくく、深刻な事態を生むケースもあります。

ハラスメントの種類と特徴 現在30種類以上の「ハラスメント」がありますが、代表的なものを取り上げます。

● パワハラ(パワーハラスメント)

職場や地域活動などでの立場を利用し、過度な業務や役割を強要する、暴言を吐く、仕事を与えないなどの精神的苦痛を与える、物を投げる・たたくといった暴力的行為。

● セクハラ(セクシュアルハラスメント)

性別に関わらず行われる性的嫌がらせ。性的強要をする、抱きつく・体に触る、性的な話をする、結婚や出産・恋人の有無を聞くなどの行為。

● マタハラ(マタニティハラスメント)

妊娠中や出産後に、心ない言葉をかけたり無視したりする、残業や重労働の強要、育児休業などを理由に解雇や減給をする、自主退職を強要するなどの行為。

● モラハラ(モラルハラスメント)

親・恋人・配偶者・教師・上司・同僚などが、無視する、努力や成果を認めない、圧力をかけるなど自尊心を傷つける精神的暴力・虐待行為。

もしも、被害者・加害者になったら？

● 被害を受けたかたへ

- ・いつ、どこで、誰から、何をどのようにされたかをメモに残す。
- ・信頼できる上司や同僚、友達または社内相談窓口などに相談する。
- ・勇気を出して、「やめて欲しい」と相手に意思表示をする。

● 加害者となったかたへ

- ・「覚えがない、自分は悪くない」では事態が悪化するので、自分の言動を振り返る。
- ・自力での解決は難しいので、すぐに上司や社内相談窓口、外部機関などに相談する。

ハラスメントチェック

自分はハラスメントをしていないつもりでも、周りの人からは、そう見えるかもしれません。一度、自分を振り返ってみましょう。

- ☐むやみに体に触れる ☐皆のいる前で叱責する ☐私生活を聞く ☐特定の人を意識的に無視する
☐飲酒や接待を強要する ☐妊娠・出産後は仕事を辞めろべきだと思う ☐ミスや失敗を人のせいにする

相談窓口

- ◆ 埼玉県労働相談センター(労働者と使用者とのトラブル解決のための助言・情報提供)

☎048(830)4522(月～金曜日 午前9時～午後4時30分)

- ◆ 埼玉労働局雇用環境・均等部(職場におけるセクハラ、マタハラ、パワハラに関する相談)

☎048(600)6269(月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

- ◆ 市人権相談 毎月10日 午前10時～正午(10日が休日の場合は翌平日) **予約不要**

- ◆ 市女性の相談室 毎月10日、第3水曜日 午後1時～4時(10日が休日の場合は翌平日) **要予約**

- ◆ みんなの人権110番

☎0570(003)110(月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

(自動音声ガイダンスに従い、1番を入力すると女性の人権問題に関する相談が可能です。)

埼玉県内 相談窓口ガイド(セクハラや仕事に関すること、外国語による相談なども受け付けています。)>

